

左京区選挙管理委員会告示第2号

昭和43年4月18日左京区選挙管理委員会告示第2号（公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区）の一部を次のとおり改正します。

令和5年11月2日

左京区選挙管理委員会
委員長 藤本 就一

第39投票区の項を削除し、第37投票区の項及び第38投票区の項を次のとおり改める。

第37投票区	花脊大布施町、花脊八柘町、花脊原地町
第38投票区	広河原杓子屋町、広河原能見町、広河原下之町、広河原菅原町、広河原尾花町

(左京区選挙管理委員会事務局)